久留米工業高等専門学校における単位の取扱いに関する規程

(平成18年2月2日制定)

- 第1条 本校学則第13条に定める授業科目の単位数の取扱いは、本規程による。
- 第2条 卒業に要する修得単位数は167単位以上(そのうち、一般科目については75 単位以上、専門科目については82単位以上とする。)とする。
- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、久留米工業高等専門 学校学則第13条の4の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないもの とする。
- 第3条 必修科目は、各学年においてすべて履修し単位を修得しなければならない。
- 第4条 選択科目は、学則別表第1に従い卒業に必要な単位を修得しなければならない。
- 第5条 第3条及び第4条に定める単位の合計が167単位以上となるように履修し、 単位を修得しなければならない。

附則

- 1 この規程は、平成18年2月2日から施行する。
- 2 久留米工業高等専門学校における単位の取扱いに関する規程(平成14年4月1日 施行)は、この規程制定の日から廃止する。
- 3 平成16年度末における仮進級者の未修得科目については、卒業までに単位を修得 するものとする。
- 4 平成14年度から平成16年度の編入プログラムの単位を修得した者は、以下の特例を設ける。
- (1) 卒業時もしくは進路変更時に編入プログラムの単位を一般科目(選択)に読み替える場合がある。
- (2) 第5学年を修了し、高等専門学校設置基準の卒業要件を満足する者については卒業を認める場合がある。
- 5 平成16年度以前の在学生において当該学生が第5学年に在籍し、高等専門学校設置基準に定める卒業要件167単位は満足するが、学則に定める卒業に必要な必修科目の単位が不足する者で次の各号を全て満足した者は、単位修得に配慮する。
- (1) 第5学年における必修科目に未修得科目がない者
- (2)特別活動を5分の4以上出席した者
- (3) 前号においては、公欠を含むものとする。

附則

この規程は、令和2年5月27日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

この規程は、令和2年12月23日から施行し、令和2年4月1日から適用する。